

平成30年6月19日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380004

研究課題名(和文)「弱者家族」の司法アクセスに関する日・英・加比較研究 仲介者による支援の視点から

研究課題名(英文) Comparative studies on access to justice for 'vulnerable families' from a perspective of intermediaries' support: Japan, Britain and Canada

研究代表者

田巻 帝子 (TAMAKI, Teiko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：80251784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：どのような属性を持つ者が「司法アクセスからもっとも遠い」という意味で「弱者」といえるかについて、いずれの社会でも 弱者度を構成する複合的な要因(属性)を抱える当事者、1つの要因が他の要因を招く「負の連鎖」を抱えている当事者が顕著であるという共通点を見ることができた。また、司法アクセスが困難な者を専門家につなぐための非専門家の「仲介者」が重要な機能を果たしていることも共通の現象として確認できた。

さらに英国やカナダと異なり、日本においては家族制度など既存の枠組みの外に置かれ、社会的認知が不十分であるため、「性的マイノリティ」当事者はより深刻な司法アクセス阻害の問題を抱えているといえる。

研究成果の概要(英文)：Who can be categorized as 'most vulnerable' to access to justice? I have explored the question primarily by seeking what kind of factors may constitute a person as vulnerable. Contrary to apparent factors such as mental and physical capacities, age, economic circumstance which make people as noticeably vulnerable, there are some people with invisible vulnerability such as LGBT people. It is because their vulnerability may not be necessarily measured within current social and legal framework, they remain invisible and their difficulties in access to justice is not shared in Japan due to general lacking of their social and legal recognition. There is not a single factor but multiple, combined and complex factors which may construct a person as being 'vulnerable'. It is also found commonly that various kinds of "intermediaries" who go between such vulnerable people and legal professionals may function efficiently in promoting access to justice.

研究分野：法社会学

キーワード：vulnerability 社会的弱者 司法アクセス 性的マイノリティ 仲介者 複合的要因

1. 研究開始当初の背景

紛争当事者がその処理のためにとる行動の過程において法律を使用するかどうかに着目した 2005 年の「民事紛争行動調査」では、法律専門家以外の他者に相談をした人が最も多く、紛争処理に法律を用いない傾向がみられた。その他の調査結果と併せ、司法アクセスの問題以前に「どこにいけばよいかわからない」という一般的なアクセスの問題があり、例えばアクセスしやすいと思われた自治体の相談サービス利用をめぐることは、問題の解決方法等の「交通整理」を行う自治体側とその場で解決を求める一般市民との間に「ズレ」を指摘することができた。さらに、離婚時の紛争処理における支援体制に関する調査において、支援への初歩段階アクセスですら難しい当事者の実態(特に DV 被害妻)や関係機関の連携が進まない現状の問題があり、行政や相談機関よりも自助グループなど身近な「非専門家」に相談しやすい当事者ニーズがあるという知見を得た

他方、現代の家族法の制度と実態をさぐる各研究を通して、現行制度は婚姻夫婦と嫡出子からなる「伝統的な家族」を主たる対象として設計がなされているため、「性的マイノリティ」(以下、「LGBT」)当事者にとって、親密な関係のパートナーと家族になることも自分の子を持つ手段も限られるという問題が浮き彫りになった。対して諸外国では、関するあらゆる差別の禁止や LGBT 当事者の権利保障や保護の法整備をするなど、我が国とは相当のへだたりがあるといえる。

とりわけ家族及び家族の福祉に関する事項は普遍性があり、社会的包摂を推奨する潮流から LGBT 当事者を含めて社会的に「弱者とされる人々 vulnerable people」やその家族に焦点を当てた研究が顕著であり、ニーズに対応する政策がとられる傾向にある。ここでいう「vulnerable」には様々な障がいをもつ者、外国籍居住者、固有の文化や言語をもつ少数民族、無職や非正規雇用などで経済的に困窮する者、ひとり親家庭、読み書き能力が低い者など、多数のカテゴリが含まれる。彼らとその家族が家事紛争などを抱えた際に、「伝統的な家族」に比べ不安定であることや司法アクセスがなされにくいことを指摘しうる。

こうした課題に対して欧米諸国に見られる Public Legal Education (一般市民が自発的に法的な問題解決に対処する方法・手段の情報提供や紛争予防のための人権教育・啓蒙・支援活動、以下、「PLE」)の制度に着目し、先駆的に PLE 活動を実施してきたカナダと英国の事例について実態調査を行った。その結果、PLE は一般市民に多様な司法アクセスの可能性を提供することを目指すものであるが、法律扶助の対象外でほとんどが自助努力を求められるところ、(移民やリテラシーの低い者等にとっての)言語の問題を始めとし、法一般に対する恐れ fear を含めて様々な司法アクセス阻害要因があるという問題を

見出すことができた。

2. 研究の目的

本研究は、これまで家族の法や社会制度が主たる対象としてきた「伝統的な家族」の枠に当てはまらない、多様な「家族」に目を向け、中でも「弱者とされる人々」とその家族(以下、「弱者家族」)が、家事紛争全般の当事者として紛争解決を求める際の司法アクセスの現状と課題について、とりわけ法律専門家以外の非合法的な専門家や機関といった一般市民がよりアクセスしやすいと思われる「仲介者 intermediaries」による司法アクセス支援の観点から、弱者家族が抱える家事紛争に関する司法アクセス向上に必要なかつ有効な対策は何かを問うことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、主として家事事件・紛争において「もっとも司法アクセスから遠い者 = most vulnerable person は誰か？」を抽出する指標として、既に公刊されている文献資料・先行研究等から「弱者度 vulnerability」をはかる項目を分類し、どのような「弱者」がどのような司法アクセス問題を抱えているかの現状と課題を、英国・カナダ・日本の三か国における関係者への面談聞き取り調査等によって比較検討するものである。非合法的な「仲介者」の個人や機関の果たす機能や役割に着目し、様々な「仲介者」への面談調査や関連の資料収集を中心に進めることとした。

4. 研究成果

(1) 「Vulnerability」概念について

「Vulnerability」については既に多数の研究によって様々に定義づけられている。vulnerability とは何かについて、傷 wound を意味するラテン語の *vulnus* から派生した概念で、人間に本来的に備わっている能力のうち「劣っている/弱点がある」部分に関すること(人間の本質との関係)、個別の損害や他者による脅威が要因となって特定の個人や集団に対して利益を損なうような影響が及ぼされること(社会との関係)、という二つの観点から論じられることが多い¹。また vulnerability の多義性はその概念を用いる目的や主体(組織)に因るといえる(例:他者との関係に照らした「社会的に弱者」や個人の個性に照らした「身体的に弱者」など)

(2) 社会的な弱者と「もっとも司法アクセスから遠い者」

司法アクセスにおける弱者度の指標となりうる項目/属性は各社会に共通するものと特有なものと考えられ、社会構造や制度のあり方と密接な関係がある。こうした項目

¹ Mackenzie, W. Rogers and S. Dodds (eds.) (2014) *Vulnerability*, Oxford University Press, pp.4-7.

ノ属性カテゴリーの一例として、D.トーマスらの分類が挙げられる。トーマスらは特定の属性を持つ者が社会的な弱者となりうるものが災害 disaster などの非常時において顕著であることから、災害における弱者という観点から弱者度を構成する要素として以下の9項目を提示している²。すなわち、階級、人種と民族性、ジェンダー、年齢、障がい、健康、言語と読み書き能力(リテラシー)、家庭と家族、暴力、である。これらはアメリカ社会を前提としているため、日本社会に直接適用しうるものではないが、「もっとも司法アクセスから遠い者は誰か」を検討する上で参考になる分類といえる。

(3) 司法アクセスとジェンダー

社会的な弱者度の指標の一つとしてジェンダーが挙げられるが、司法アクセスにおいてどのような「男女差」があるか、社会一般のジェンダー不均衡と司法アクセスにおける「男女差」との関係は何かなど、ジェンダー視点からみた司法アクセスの現状について検討した³。ただし、司法アクセスについて男女を区別したデータや性別という属性で分析・検討がなされた調査研究等は必ずしも多くなく、限られた資料をもとにしている。

法テラスの情報提供業務のサポートダイヤルへの問い合わせ状況を見ると⁴、利用者は女性 52.8%で男性 45.3%と女性の方が多いこと、また女性は家族や子どもの問題について問い合わせているのに対し、男性は裁判手続きや賃金・退職金、インターネット取引などについて女性よりも多く問い合わせしており、男女の違いが見られた。また、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが厚労省の補助金を得て実施している24時間無休の電話相談サービス事業「よりそいホットライン」の利用状況⁵に「男女差」が見られた。利用者の6割が女性と多いこと、年齢について女性は30代までの若年層が、男性は40代の相談者がそれぞれ多いこと、職業について無職の女性が男性に比べて多いことがわかった。また男性に比べて女性は相談できる人がいるという回答が多く、その相談相手は家族関係者が多いこと、女性は家族の問題を、男性は仕事やお金の問題をそれぞれ抱えている人

が多いことなど男女差があり、ここでも女性は家族問題を中心とする傾向がみられた⁶。

前述の「民事紛争全国調査」の研究成果で、男女の違いについて「問題経験者で助言等を求めずに自力解決するのは女性の方が多く、自力解決をする者は弁護士利用経験がないことと相関がある。」⁷、「男性に比べて女性は個人的な相談をする傾向・専門的な機関と接触して対応する行動をしない傾向がある。」⁸という指摘がなされている。

アクセスの難易度を決定づける要因として、情報へのアクセス環境、経済的な事情、社会との繋がりなどの客観的な要因と個人の性格などの心理的な要因が考えられる。情報へのアクセス環境にあるかどうかや情報収集リテラシーの有無は学歴・職歴・就労の有無・経済事情によって違いがあると想定されるところ、例えば平均給与の男女差(平成27年度:女 276万円・男 521万円)や非正規雇用の多くは女性という就労形態の違いから、女性の方が費用面での不安を抱えやすいことが想定される。このことは自治体等の公共・無料のサービス利用者に女性が多いこと⁹とつながる。また、社会との繋がりに関してもコネクションの有無や多少は就労を含めた社会生活の状況に関連し、個人差のほかに地理的なものなど、物理的な理由も考えられる。他方で心理的な要因は、もともとの本人の性格によるものや、問題の相手方が同じ家族である場合に他人に対する問題解決行動とは異なるなど、相手方との関係性によるもの、特に地方において見られることであるが、相談しているところなどを「近隣に知られたくない」という世間体を気にする心理などが挙げられる。さらに男性特有とされる心理として、男性は「弱みを見せない」「助けてと言えない」という指摘がある¹⁰。

⁶ 抱える問題の男女差を見る際にこうした民事の事件・紛争と刑事事件とは区別する必要があるが、刑事事件について触れない。

⁷ 濱野亮(2008)『Advice Seeking Behaviour of Civil Disputants in Japan』『「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第二集』p63。

⁸ 鹿又伸夫(2010)『トラブル出来事と相談・法使用行動』(櫻村・武士侯編『トラブル経験と相談行動』東大出版会 pp103-104。

⁹ 例えば山口県宇部市の市民相談データ <http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/anken/ho-uritsuippansoudan/index.html> 参照。

¹⁰ 「弱みを見せない」「助けてと言えない」男性という分析は孤立死の現象に関してもなされている(石田光規(2011)『第5章なぜ男性が孤立しやすいのか?』『孤立の社会学:無縁社会の処方箋』勁草書房 pp128-148)。

² D.S.K. Thomas, B.D. Phillips, W.E. Lovekamp and A. Fothergill (eds.) (2013) *Social Vulnerability to Disasters: Second Edition*, CRC Press Taylor & Francis Group 参照。

³ 司法アクセス学会第10回学術大会において報告した(2016年11月26日、弁護士会館)。

⁴ 『法テラス白書 H26 年度版』pp51-52。全年代において女性が男性を上回っている。

⁵ 一般社団法人社会的包摂サポートセンター『よりそいホットライン年次報告書』

アクセス行動の「男女差」の客観的要因としては社会のジェンダー的な構造との連関が考えられる。「男は外・女は内」という固定的性別役割分担意識に基づく就労と家事分担の実態から、また社会保障制度が男性片働き/専業主婦世帯をモデルとして設計されているという制度的な理由から、男女間でとる行動に違いが見られるといえる。特に家族問題に着目した「男女差」について、社会的属性と個人の相談ネットワークとの関係を調べた研究¹¹、男性は相談内容にかかわらずもっぱら「配偶者」を相談相手とするのに対し、女性は相談内容によっては「配偶者」より「友人」「親」「子」など相談相手に多様性が見られることが報告されている。

他方で一般的にも統計的にも男性の方に自殺者が多いとされているが、例えばのちの電話の男女アクセス数はほぼ同じでも、自殺傾向の有無については常に女性の方が男性より多い結果（平成 27 年データで女性 47,388 件・男性 35,043 件）が出ており¹²、一般認識とは必ずしも一貫しない実態がある。

以上のことから、男女それぞれにとってアクセスしにくい要因がありうるとしても、それは司法アクセスの問題というよりも社会で期待される像の「あるべき性」というジェンダーの問題であり、根強い固定的性別役割分担意識にもとづく社会的な構造によりアクセス阻害要因の男女差が生じている。

（４）可視化されにくい「性的マイノリティ」当事者の司法アクセス問題とその「仲介者」

上記の男女という性別属性に限らず、様々な属性の「アクセスしにくい弱者」の存在に焦点を当てる必要がある。ジェンダー属性でも「男女」二分のカテゴリに必ずしも当てはまらない人々が問題を抱えてアクセスしづらい状況にいる可能性がある。特に LGBT 当事者のアイデンティティに関わる問題やその家族に関する問題（生まれ育った家族との関係で生じる問題やパートナーなど法的ではなくとも実質的な「家族」を形成していきこうとする場合に生じうる問題）はどのように解決すべき「問題」として整理できるか容易ではなく、また誰に対してどのように相談す

また、DV 被害者の相談行動調査結果によると、女性に比べ男性被害者は「誰にも相談しなかった」が大半を占めている（内閣府『H28 男女共同参画白書』p. I-3-5 図参照）。

¹¹ 星敦士（2005）「世代とジェンダーの視点から見た相談ネットワークの選択」人口問題研究 61-4、pp39-56。

¹² 日本いのちの電話連盟 HP「全国いのちの電話受信状況」2008～2015 年データで比較、<https://www.inochinodenwa.org/data.php> 参照。

べきか窓口を探すことも困難であると推察できる。この点について法律専門家は LGBT 当事者の存在も当事者が抱える問題に関しても認識が十分でないことから、司法アクセスをつなぐ「仲介者」の存在が不可欠で重要であると指摘する。すなわち、当事者の抱える問題を司法サービスにつなぐためには LGBT の事情・実状にある程度詳しい「仲介者」（例えば自助グループや NPO 法人等の支援団体）が必要であり、またそうした事情や実状に（全般的に）まだ疎いとされる法律専門家に対しても「仲介者」から説明を受けたりアクセスポイントを提供されたりすることが必要であるという。

さらに現行法制度は LGBT 当事者を当然には想定していないため、こうした人々への制度的な保障が十分でないことから、表面的に「問題なさそう」でも困難を抱えている場合がありうる。上記でみたように弱者度の指標（社会的弱者とされる人の要因）は経済事情、就労の有無、障がいの有無など様々であるが、就労や家族生活上の悩み・トラブル等を抱えた LGBT 当事者に対応する相談サービス供給者によると、近年の傾向として特に複合的な要因を持つ当事者や一つの要因が次の要因を生んで困難な状況に陥る当事者が顕著な傾向があるという¹³。例えば発達障害のある LGBT 当事者が LGBT であることを理由に周囲や家族とトラブルが生じていると理解しているが、むしろ発達障害による社会性やコミュニケーション障害が原因である可能性があり、相談を受けても本人にはなかなか問題の本質が伝えにくく、また家族間の問題の場合は外部からの支援がなされにくいことからさらに対応が困難な場合があるという指摘がなされた。

弱者度の項目（指標）が複数に亘ることについて、具体例として「貧困+障がい+外国人」など複合的な要因をもつ当事者や「（専業主婦・非正規雇用の）女性→（離婚などで）ひとり親→（低所得で子育て）貧困」といった因果パターンに陥る当事者など、複合的かつ連鎖的な弱者度要因によって「もっともアクセスしにくい当事者」となりうることがわかった。中でも問題を抱える主体としてもその問題の性質にしても可視化されにくい LGBT 当事者の場合は「仲介者」の存在が重要である。

可視化されにくい LGBT 当事者の司法アクセスに関し、上記の「よりよいホットライン」は性的マイノリティに特化した相談窓口を

¹³ 新潟で LGBT の社会的認知と社会的理解を促進するために活動する団体 Love 1 peace は当事者やその家族からの相談への対応、交流会・勉強会等の各種イベントの開催などを行っている。

電話相談という形で設けていることで間接的な「仲介者」として重要な役割を果たしているといえる。社会的な理解が不十分であり、当事者自身も自らの悩みや問題を表明し、他者とつながるきっかけとなる「当事者性」を持ちにくいと指摘される現状から、24時間の電話相談という手段はLGBT当事者にとってはむしろ有用なアクセス方法であると思われる。直近の事業報告書においても、「LGBT」当事者が抱える諸問題は「複合的な場合が多く、また問題が複雑に絡んでいることが明らか」と指摘されている¹⁴。

(5) 英国における司法アクセスと「仲介者」事例：Citizen's Advice Bureau, University Bristol Law Clinic

英国における司法アクセスの問題として近年指摘されてきたのは Legal Aid, Sentencing and Punishment 2012 年法によって特に家事事件における法律扶助が大幅に削減され、当事者の自主的解決・本人訴訟やメディエーション利用の促進が要請されることになり、それによって弱者度が高い当事者 vulnerable people に（司法アクセスと逆行する）重大な影響を及ぼしているということである。Citizen's Advice Bureau（以下、「CAB」）は地域住民に対して無料で相談サービスを提供する全国的な市民相談サービス組織である（その起源は 1939 年に遡ることができる）。現在はイングランドとウェールズにおいて 2,700 の地域拠点で相談サービスが展開されており、一般市民にとって身近な司法アクセス「仲介者」として機能している。CAB の実態について法社会学的な先行研究を行っている Bristol 大学法学部の M. マクダーモント教授及び同大学リーガルクリニックの J. ピーク所長への聞き取り調査を行った。CAB は非専門家による相談サービスであることから、相談内容の理解や助言の仕方において法的な知識やアプローチが必要な場面において、法的素養をもったスタッフの導入や外部と連携で対応しているとのことであった。この法的素養をもったスタッフとしてリーガルクリニックの学生が関与しており、またリーガルクリニックにおいて CAB から転送された事件（社会福祉の受給や借金、就労に関してなど）に対応するといった相互連携が行われている。このように幅広い「仲介者」が司法アクセスの支援を行っており、また連携ネットワークが構築され広範なチームワークが機能している実態を知ることができた。

(6) カナダにおける司法アクセスと「仲介者」事例：Community Legal Education Ontario (CLEO), Ontario Justice Network (OJEN)

カナダにおける民事及び家事事件の司法

アクセスに関する現状と課題を示した最終報告書（カナダの民事司法に関するフォーラム、2013 年 10 月）¹⁵によると、1200 万人ものカナダ人が 3 年間で少なくとも 1 つの法的問題を経験し、その解決手段をもちうる者はごく少数であること、貧困層や弱者とされる層 vulnerable groups は特に法的な問題に直面しがちであり、高所得者層やより生活の安定したグループの人たちに比べて法的問題を経験する割合が高いこと、人々の経験する問題は複合的なものであり、1 つの法的問題が関連する他の法的・社会的・健康面の問題につながりうること、法的問題は社会的・経済的な費用がかかり、反対に未解決の法的問題を抱えることは人々の日常生活や国庫に影響を及ぼすこと、が指摘されている。上記の vulnerable groups に該当する者の具体例として、先住民、マイノリティ集団の帰属者、障がい者、社会扶助受給者とそれぞれ自己申告する者などが挙げられ、一般と比して法的問題を複数倍しうるものが先行研究において報告されている¹⁶。

カナダ全体また各州において司法アクセス向上の取り組みがなされているところ、PLE 活動を通して司法アクセスの「仲介者」として機能しうる Community Legal Education Ontario (CLEO) 及び Ontario Justice Network (OJEN) の 2 機関で聞き取り調査を行った。vulnerable group の構成要素として第一に収入が指標となり、経済的困窮者が PLE 活動の主たるターゲットである。その上で、貧困・社会的孤立・（居住する）地域のハンデ・年齢・宗教・民族といった要因が連鎖して弱者度が高い者がさらに周縁化される可能性があり、ここでも複合的な要因が弱者度を高めて司法アクセスをより阻害することを確認した。また LGBT 当事者に関連する要因として HIV の問題についての言及があった。こうした弱者度が高い問題を抱える当事者が主体的に行動せずに周縁化しがちであることにに対し、信頼された「仲介者」（ソーシャルワーカー、NPO 法人職員など法的な専門家等）がアウトリーチで支援するということであった。また、OJEN は特に 10 代を中心に 30 代以下の若者を対象として PLE 活動や法教育を展開していることから、そもそも若年者層は弱者度が高く、中でも弱者度の高い者として移民

¹⁵ Action Committee on Access to Justice in Civil and Family Matters (2013), Access to Civil & Family Justice: A Roadmap for Change, http://www.cfcj-fcjc.org/sites/default/files/docs/2013/AC_Report_English_Final.pdf.

¹⁶ Ab Currie (2007), The Legal Problems of Everyday Life: The Nature, Extent and Consequences of Justiciable Problems Experienced by Canadians, Department of Justice Canada (http://canada.justice.gc.ca/eng/rp-pr/csj-sjc/jsp-sjp/rr07_la1-rr07_aj1/rr07_la1.pdf#search=%27The+Legal+Problems+of+Everyday+Life%27).

¹⁴ 社会的包摂サポートセンター（2017）

『「よりそいホットライン」平成 28 年度報告書』p.22.

や難民、先住民の若者を対象として、彼らに必要な特定のプログラムを学校や教育委員会等機関、教師やその他の若者を支援する活動に従事する者等の個人と連携して提供していると聞くことができた。若者に対する活動においても、既に適切な関係を築いている＝信頼関係がある「仲介者」が重要な役割を果たしているという。

(7)まとめ

以上のことから、どのような属性を持つ者が「司法アクセスからもっとも遠い弱者」となっているのかに関して、いずれの社会においても弱者度を構成する複合的な要因(属性)を抱える当事者、1つの要因が他の要因を招く「負の連鎖」を抱えている当事者が顕著であるという共通点がみられた。他方で英国やカナダと異なり、日本ではLGBT当事者やその弱者度に対して社会的認知が不十分であるため、司法アクセスの問題を抱えていることへの理解も不十分であるといえる。

また、ジェンダーの観点から司法アクセスの問題を検討した結果、司法サービスにおけるジェンダー問題は従来からのジェンダー不均衡社会の構造的な要因に基づいており、男女双方にも社会にとっても「あるべき性」の縛りが司法アクセス向上の妨げとなっている。加えて、既存のジェンダー秩序の枠組みの外に置かれるLGBT当事者は「もっとも司法アクセスから遠い者」といえる。

司法アクセスが困難な者を専門家につなぐための非専門家の「仲介者」が重要な機能を果たしていることについても共通の現象として確認できた。今後さらに各種の「仲介者」が果たす支援役割が期待されるが、諸外国や他の問題と比べて取り組みが遅れているとされるギャンブル依存症の問題に当事者やその家族が共に向き合うため、社会的包摂サポートセンターが相談員のための対応マニュアルを作成するなど(2017年3月)、これまで「弱者」と認識されていなかった存在にも目を向けることが求められている。

社会的包摂の理念のもとに誰にとっても「平等な」司法アクセスの向上を目指すためには、現代社会は多様で複合的な属性を持つ個人によって構成されているというダイバーシティの観点に立ち、可視化されにくい様々な弱者の存在と弱者度の複合性や連鎖といった実態の把握と認識の共有が重要であると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5件)

田巻 帝子, 同性カップルと家族形成—イギリス, 比較法研究, 査読無, 79号, 2018, 186~192

田巻 帝子, 家族研究をとおして《法》を

見る, 法社会学, 査読無, 83号, 2017, 32-42

田巻 帝子, 医療同意年齢, 親子関係年齢—英国法を中心に—, 比較法研究, 査読無, 78号, 2017, 165-172

田巻 帝子, イギリス - パートナーシップ制度と婚姻制度の並立, 法律時報, 査読無, 88巻5号, 2016, 53-56

田巻 帝子, Live and Die in Solitude Away from the Family: Issues Relating to Unattended Death Kodokushi in Japan, 法政理論, 査読無, 46巻4号, 2014, 203-218

[学会発表](計 5件)

田巻 帝子, The Realities of How People Knot Family Ties and the Knotty Family Law in Japan, 国際家族法学会第16回世界大会, 2017年7月27日, オランダ・アムステルダム自由大学

田巻 帝子, 女性と司法アクセス, 司法アクセス学会第10回学術大会, 2016年11月26日, 弁護士会館

田巻 帝子, 医療同意年齢, 親子関係年齢—英国法を中心に—, 比較法学会第79回学術大会ミニ・シンポジウム「子どもの法定年齢に関する比較研究」, 2016年6月4日, 関西学院大学,

田巻 帝子, 家族研究をとおして《法》をみる, 日本法社会学会2016年度学術大会全体シンポジウム, 2016年5月29日, 立命館大学

田巻 帝子, Access to Justice for the 'Most Vulnerable' Person Facing Family Problems, 第4回東アジア法社会学会議国際大会, 2015年8月5日, 早稲田大学

[図書](計 5件)

田巻 帝子, 法律文化社, 性同一性障がい—性別違和をもつ当事者に法は応答できているか? (セクシュアリティと法—身体・社会・言説との交錯), 2017, 177

田巻 帝子, 成文堂, 「子ども」の権利と能力 - 私法上の年齢設定 (子どもの法定年齢の比較研究), 2017, 396

田巻 帝子, 緑風出版, イギリスのパートナーシップ登録制度について教えてください。(パートナーシップ・生活と制度 増補改訂版), 2016, 249

田巻 帝子, 比較法研究センター, 2014, イギリス(イングランド及びウェールズ)における離婚後の親権制度(各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書), 280

田巻 帝子, 日本評論社, イギリス(親権法の比較研究), 2014, 444

6. 研究組織

(1)研究代表者

田巻 帝子 (TAMAKI, Teiko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号: 80251784